

## 下水道等使用料改定のお知らせ

下水道等(公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント)使用料を下記のとおり改定することとなりましたので、お知らせします。

### 1. 改定後の使用料(税込)

基本料金 (1月につき)		超過料金 (1㎡につき)
水量	使用料	
10㎡まで	2,860円	192円

### 2. 改定使用料の適用日: 6月1日(月)から ※7月請求分(6月使用分)から適用

※ただし、6月1日以前より継続して使用している場合は、経過措置として8月請求分(7月使用分)から適用となります。

### 3. 改定理由

当町の下水道等事業は、下水道等を使用している皆さまからいただく使用料収入によって、経営に必要な経費をまかなう独立採算制を原則として経営していますが、昨今の人口減少などによる使用水量の減少に伴う減収や、電気料金などのエネルギー価格および物価高騰などによる支出の増加により、現状では使用料収入で維持管理費さえまかなえておらず、町の一般会計から補てんされています。さらに、今後更新時期を迎える設備の更新財源を確保する必要があります。

今回の改定は、経営基盤の強化を目的とし、使用料を改定するものです。今後につきましても、使用料の適正化について上下水道事業経営審議会において継続的に審議を行ってまいります。



令和8年7月請求分より  
下水道使用料が変わります  
(町ホームページ)

問 水道課 ☎32-5082

## 令和8年度の国民年金保険料について

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。

### 令和8年度の学生納付特例が始まります

日本国内に住むすべての人は20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生には申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例は受けようとする年度の前年の所得が基準以下(128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除など(申請者本人のみ))である学生が対象です。なお、家族の所得の多寡は問いません。

学生納付特例制度は、4月から翌年3月までで毎年度申請が必要です。基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの、学生証(有効期限などが記載されているもの)または在学証明書(原本)を持って、住民環境課にて申請してください。なお、マイナポータルから電子申請をすることも可能です。

令和7年度に学生納付特例制度で納付猶予している人で、引き続き在学予定の人には、ハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構より送付されます。令和8年度も納付猶予を希望する人は、送付されたハガキに必要な事項を記入して返送してください。ただし、学校などの変更があった場合は、再度申請書の提出が必要となります。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166  
住民環境課 ☎32-1104

### 家の困った! ご相談ください

- トイレ
- キッチン
- お風呂
- エコキュート
- 石油給湯器
- 注文住宅
- 駐車場
- カーポート
- テラス
- サンプルーム
- ウッドデッキ
- フェンス



**ギフトホーム** ☎0120-39-0768  
GIFT HOME 養老町大坪559

### 安心と信頼の葬儀で大切な人をお送りします

24時間営業 年中無休 **株式会社 境葬祭**

安八郡輪之内町大藪2213 境葬祭

無料事前相談・  
無料事前見積り  
承ります。

☎ **0120-356039**

公営斎場において2,700件以上施行させていただいております。安心しておまかせ下さい。

養老町 斎苑 **清華苑での家族葬も承っております**